

兵庫県公報

平成19年8月31日 金曜日 第1906号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○平成19年度第2回消防設備士試験の実施(消防課)	ページ 1
○平成19年度採石業務管理者試験の実施(工業振興課)	2
○平成19年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等(伐倒駆除)(豊かな森づくり課)	3
○建設業者に対する行政処分の予告(県土整備部総務課)	4
○道路の区域の変更(道路保全課)	4
○景観影響評価準備書の綱覧等(まちづくり課)	5
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の所在地の変更(建築指導課)	5

公 告

○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(まちづくり課)	6
○大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要(同)	6

病院局公告

○落札者等の公示(県立こども病院)	12
○同 上(同)	12
○随意契約の相手方等の公示(県立がんセンター)	13

警察本部公告

○落札者等の公示	13
----------------	----

告 示

兵庫県告示第908号

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の8に規定する消防設備士試験を、財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成19年8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時

期 日	時 間 帯	試 験 の 種 類	試 験 時 間
平成19年11月18日(日)	午 前	甲種第4類	午前9時30分から 午後0時45分まで
		乙種第4類、第7類	午前11時から 午後0時45分まで
	午 後	甲種第1類、第2類、第3類、第5類	午後1時40分から 午後4時55分まで
		乙種第1類、第2類、第3類、第5類、第6類	午後1時40分から 午後3時25分まで

(注意) 同一時間帯で2種類以上の受験は、認めない。

2 試験場所

兵庫県立大学姫路書写キャンパス 姫路市書写2167

3 試験

消防法第17条の8第1項に規定する試験を行う。

(1) 筆記試験

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の10第2項に掲げる科目について試験を行う。

(2) 実技試験

消防用設備等の設置及び維持に必要な技能について筆記により試験を行う。

4 受験資格**(1) 甲種消防設備士**

消防法第17条の8第4項の規定に該当する者

(2) 乙種消防設備士

受験資格は問わない。

5 受験手続**(1) 提出書類等****ア 受験願書**

次の場所で9月上旬より配布する。

県下各消防本部(署)、県下各県民局、姫路市役所家島事務所、兵庫県企画管理部災害対策局消防課
及び財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

イ 写真1枚(縦3センチメートル、横2.4センチメートル)**(2) 資格証明書類****ア 甲種消防設備士試験受験者**

受験資格を有することを証明する書類

イ 試験科目免除者

消防法施行規則第33条の11第1項から第6項に該当することを証明する書類

(3) 受付期間及び受付場所

受付期間 平成19年9月25日(火)から同年10月4日(木)まで

受付方法 ○郵送の場合

配達記録郵便又は簡易書留郵便に限る 受付最終日消印有効

○持参の場合

上記期間内で土日祝祭日を除く午前9時から午後5時までとする。

提出先 財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

(4) 手数料

甲種 5,000円

乙種 3,400円

指定の用紙で郵便局にて払い込みのうえ「払込受付証明書」(受験願書添付用)を受験願書に貼り付けること。

ただし、受験願書受付後は原則として手数料の返還は認めない。

6 合格及び不合格の発表

平成19年12月17日頃、財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で通知する。

7 受験についての問い合わせ先

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目12-7 協和ビル5階

電話 (078) 361-6610

兵庫県告示第909号

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13の規定により、平成19年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成19年8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時

平成19年10月12日（金）午前10時から正午まで

2 試験場所

神戸市中央区下山手通4丁目18番2号

兵庫県職員会館 1階多目的ホール

3 試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、県土整備部土木局砂防課、各県民局商工担当課・土木事務所及び尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所において配布する。

イ 写真 1枚

手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

(2) 提出期間

平成19年9月12日（水）から同月26日（水）まで

(3) 受付

受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、毎日午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は簡易書留とし、平成19年9月26日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 提出先

郵便番号650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課地域産業係

(5) 手数料

8,000円相当の兵庫県収入証紙を受験願書にはり付けること。ただし、受験願書受付後の手数料は返還しない。

5 合格者の発表

平成19年10月末までに試験の結果を書面で各受験者に通知する。

6 受験についての問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課地域産業係

電話（078）341-7711 内線3576

（078）362-3331（直通）

~~~~~

## 兵庫県告示第910号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成19年8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

神戸市、姫路市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、市川町及び福崎町、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町及び新温泉町

## (2) 期間

平成19年8月31日から平成20年3月31日まで

## 2 森林病害虫等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

## 4 命令をしようとする理由

1(1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合はこの限りでない。

(3) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に係る樹木を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

~~~~~  
兵庫県告示第911号

次の建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同法第29条の2第1項の規定により当該建設業者の許可を取り消す。

平成19年8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 建設業者の商号、代表者の氏名、営業所の所在地、許可番号及び許可年月日

商 号 株式会社神戸アルファ

代表者の氏名 堀家裕邦

営業所の所在地 神戸市須磨区友が丘7丁目3番地1 北須磨パークホームズ105号

許 可 番 号 兵庫県知事許可（般-13）第113714号

許 可 年 月 日 平成13年11月30日

2 申出先

神戸県民局県土整備部建設業課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

電話 (078) 737-2194

~~~~~  
兵庫県告示第912号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年8月31日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                      |    |                                    |                    |       |
|--------------|--------------------------------------------|----|------------------------------------|--------------------|-------|
|              | 区間                                         | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)                    | 延長<br>(メートル)       | 備考    |
| 県道<br>十戸養父線  | 豊岡市日高町大字知見字片角976番2から<br>養父市八鹿町九鹿字岡1170番2まで | 旧  | 1.0から<br>25.0まで                    | 3,808.0            |       |
|              |                                            | 新  | 1.0から<br>25.0まで<br>8.0から<br>55.0まで | 3,808.0<br>3,610.0 | 一部予定地 |

**兵庫県告示第913号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2第1項の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県国土整備部まちづくり局まちづくり課に提出すること。

平成19年8月31日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 S C 58株式会社

代表者の氏名 氏家 顯太郎

住所 東京都港区虎ノ門三丁目18番6号313

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称（仮称）チサンイン姫路

所在地 姫路市西夢前台三丁目5

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県国土整備部まちづくり局まちづくり課及び中播磨県民局国土整備部建築課

縦覧期間 平成19年8月31日から同年9月13日まで

4 住民意見書の提出期間及び提出先

縦覧期間 平成19年8月31日から同年9月13日まで

提出先 兵庫県国土整備部まちづくり局まちづくり課

**兵庫県告示第914号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定に基づき、確認検査業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月31日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定確認検査機関の名称

学校法人誠和学院

2 確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前 姫路事務所 姫路市栗山町151番地の2

加古川事務所 加古川市加古川町北在家2646番地

変更後 姫路事務所 姫路市栗山町151番地の2

加古川事務所 加古川市加古川町北在家2646番地  
神戸事務所 神戸市中央区江戸町94番地の2

## 公 告

### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市曾根町字大開3081番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市安田4丁目15番地  
株式会社八木 代表取締役 八木 喜是子
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成19年4月17日  
兵庫県指令東播（建）第1-2号（19高砂）

### 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要及び第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり綱覧に供する。

平成19年8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ヤマダ電機テックランド三木店  
所在地 三木市大村621ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により三木市から聴取した意見の概要  
ヤマダ電機の出店計画場所は、国道175号大村バイパス交差点に近接し、来店車のための右折レーンが設置できない場所である。また、計画による退店車のルートも途中に近道となる右折可能な交差点が複数あり、計画ルートどおりに実施できることは、運転者心理からも無理があり、実効性が乏しいと言わざるをえない。よって現計画のままでは、出店計画場所の周辺に交通渋滞が発生し、著しい環境悪化となる。よって、売場面積の縮小を行い規模の適正化を図り、以下の事項について検証しその結果を報告されたい。
  - (1) 歩行による来店者の誘導計画について  
歩行者の来店については、近接して多くの店舗があり来店も多くあると予想されるので、歩行者誘導計画を策定すること。
  - (2) 国道175号バイパス大村交差点における歩行者による低減率の考慮について  
ヤマダ電機の出店計画における国道175号バイパス大村交差点における休日・開店後の飽和交通量率一覧表には、流入部Cでの（左+直）欄は、歩行者による低減率が考慮されていない。  
県道正法寺三木停車場線南側には店舗も多くあることから、歩行による来店者も多くあると容易に推測されるので、これを再検討し、飽和度を出すこと。
  - (3) 出入口については①のみとすることについて  
出入口②については、地域の生活道路に面しており、店舗北側の生活道路へ来店・退店車両が進入しないように東側出入口は使用しないこと。
  - (4) 一方方向よりの進入に対する、交通整理員の配置計画について  
店舗の出入り口については、国道交差点に近接しているため計画通りの来店、退店に従わず、無理に進入又は出庫する車両が多く発生し、交通渋滞が発生する恐れがあるので、出入口①について計画どおりの出入りが確保されるよう十分な交通整理員の配置を行い徹底すること。

- (5) 新規開店時、セール時の臨時駐車場の確保及び誘導・安全確保対策について  
新規開店時、セール期間等の対応について具体的な対応策を示し臨時駐車場への的確な誘導や、確保した場所からの来店者について安全確保を図ること。
- (6) 夜間の騒音対策の実行について  
夜間の騒音対策については、届出書に制限区画の確保の具体策の説明がなされていない、又、従業員駐車場は、制限区画内に設置されており、騒音対策との考え方を明確にし、対策を講じること。
- (7) 地域の同業者と共存共栄について  
ヤマダ電機の出店により三木市内の小規模な電気店では、価格差が発生し、より家電販売が困難となり、電気店を廃業する店舗が増加するのは必至である。市内の電気店は、「緊急時における災害応急対策業務に関する協定」を市と締結し、地域の安全安心のため、また、防犯灯、独居老人宅等の電球交換や地域の電気に係る施設の点検整備など地域の支えとなって地域環境を守っているため、地域の電気店の減少は、地域環境の悪化に繋がるので、三木市に出店する以上、地域の同業者と共に共存共栄の道を歩むこと。又、地域イベントの協力、地元の商業組合、商工会議所へ加入し、三木市の店舗として生活環境保持のために共に協力すること。
- (8) 青少年の健全育成の場としての貢献について  
店舗開店より多くの青少年も出入りすると予想される中で、非行防止、青少年を健全に育てるとの姿勢をもって対応すること。
- (9) 交差点処理計画における交通量調査結果とその予測について  
ヤマダ電機の出店計画場所周辺の関係交差点の交通量調査を三木市として独自に行った結果、ヤマダ電機より提出されている大規模小売店舗届出書の関係交差点の交通量調査とは異なる結果となったため、交差点飽和度の再検討を求める。なお、交差点飽和度が再検討の結果0.9を超える場合は、店舗面積を縮小し、来店車の抑制を図ること。  
ア バイパス大村交差点、バイパス大村中央交差点において、三木市が行った交通量調査について、信号サイクル調査を元に交差点飽和度を再検討すること。  
イ 飽和度の検討に当たって、バイパス大村交差点は五差路の交差点であり、バイパス大村中央交差点は六差路となっている。大規模小売店舗届出書では、両交差点は四差路として交通量調査がされている。よって、それぞれ五差路・六差路として再検討すること。

### 3 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

| 意見書提出者名             | 意 見 の 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 暮らしと環境を守る会<br>金井 一郎 | <p>この度出店計画中のヤマダ電機三木店「テックランド三木店」についてのお願い事項</p> <p>最近、計画予定地の建物が取り壊されました。跡地に大きな電機屋さんが来るらしいと聞きました。でも車の出入りの難しい場所で裏に用水路も在り、そんなに広くない用地だから車の出入口も少なくて大丈夫なのかと思いました。</p> <p>でも違っていました。裏の広い土地や隣接する電話会社の土地まで買収されて、売場だけでも1200坪程もある大きな店舗で駐車場も180台近くの台数とか聞いています。最近ジャスコ三木店周辺には大型店舗がたくさんでき、神鉄三木駅周辺からこの大村地域の周辺は、現在でも混雑、渋滞しております。急ぐ場合は、やむをえず周辺道路に迂回を強いられている現状です。付近に山陽自動車道の三木小野インターチェンジへの合流点が在るからかも知れませんが、このような混雑している交差点のすぐ側に大型店舗ができれば、大変な事になります。三木市の中心地部から山陽自動車道の三木小野インターチェンジに行くのも、降りてくるのも混雑するこの道なのです。この道は三木市街地の中心部へ向かう西の玄関口と言っても過言ではありませんし、まだ歩道も満足に整備されず片側です。</p> <p>聞けば県下の業界でも指折りの大型店舗で、周辺の市町村からの来客を狙った出店規模だと聞きます。田舎に大型店舗が出現し、どんどん宣伝すれば遠くからでもお客様は車で来るでしょう。でも地元は大変です。今でも混雑で周辺の生活道路に通り抜けの車が多いのに、道幅のない生活道路に多くの車が押し寄せ、そこに暮らす人々にとって我慢できない</p> |

事態となります。子供や老人、自転車や小型バイクはどこを歩いたり通ったらよいのでしょうか。

また渋滞道路や抜け道周辺には有害な排気ガスや騒音がまき散らされ、住環境を脅かします。安心して外へも出られない地区ができてしまします。結果、血税を投入して道路整備をせざるを得なくなり、やむなく建物取壊し、移転、庭や駐車スペースの切り割譲で道幅を広げ住民間に余計な摩擦や誤解を生んだり、大事な血税を投入して道路整備を迫られます。

子供達の通学路も遠回りや危険な道への変更や事故の多発も心配されます。子供達が安心して外で遊べなくなります。われわれ大人は幼少期、隣近所の仲間同士の遊びの中から付き合い方や先輩達から多くを学んで育ってきたように思います。家から出ず同年代の友達とも遊ばず、学校と学習塾通いだけの子供達が育つとしたら心配でなりません。

高齢者や車を運転できない人々にとっても同様です。まして高齢社会の現在、歩道のない生活道路ではシニアカーや車椅子などの移動もままなりません。生活道においては、より身障害の方々に配慮すべきと考えます。

営業時間も夜10時までとか、同社の県下既存店舗は夜8時から9時までなのに、何故田舎町の三木店だけ10時まで営業されるのか、大きな四面の塔屋看板や建物照明、広い駐車場への照明で付近は公害、虫害、排ガス公害、騒音公害にみまわれます。

大店舗の空調機器による排気熱は夏期など周辺温度を高め、風向き次第では排気ガスを伴って暑い風となって周辺地域を襲います。現在でも大型店舗が集中するこの地域にこのような大型店舗がさらに増えることは心配でなりません。

予定される車等の入出道、方向は、地元民も唖然とするもので、利用されない許可を取る為の現実ばなれした進入迂回経路です。法的規制がなく守られそうもない一方通行の退出方向の計画です。拡幅予定らしいですが、歩道もない生活道路に大型車が乗り入れます。しかも一番奥までとなっています。

このような計画は、出店で貸し地等の恩恵や、一部で囁かれている利権や報酬に浴する者だけが歓迎しても、とうてい黙って見逃せられません。

国道交差点直近に、このような田舎町に似つかわしくないほどの大店舗出店は、遠方の市町村まで商圈としての宣伝、営業活動による来店、出店客で、交通渋滞、無理な出入り口や方向による交通事故の誘発、周辺生活道の混乱、生活道への大型車乗り入れ、生活道の抜け道化、通学路の安全問題も心配です。

環境面での懸念は公害、虫害、排ガス公害、騒音公害、大規模空調による弊害等が考えられ、また公共交通機関最寄り駅から利便性が悪く、三木周辺の遠隔地からの来店誘引は、不要な交通量と排ガスを生み、地球温暖化防止、省エネ社会実現の観点から逆行しております。

一営利企業と一部の恩恵を受ける人達の為に、周辺道路整備も不完全のまでの営業許可は、周辺道路整備後に開店されるか、遠隔地から車での来客を宣伝、勧誘しない業種での営業、もしくは小規模化による各種問題点の軽減等に、ご配慮、善処いただきたくお願い申しあげます。

大村 英明

私は以前、三木の大村に住んでいました。現在は南側の少し離れた場所に住んでいます。最近、病院で困った事になってきた。「どこかに転宅を考えなければならない。ご近所はいい方ばかりだし思い出も多い。知らない所は不安だし、経済的なこともあるし」急にどうしたのかと聞くと、「近所にまた大きな建物が2つも出来るから」といいます。ここで

やっと理由がわかりました。

私たちは身体が不自由です。唯一の楽しみは日光を受け、通り過ぎる風を感じたり、周囲の背景を見たり、子供たちの元気な姿や声を聞いたり、近所の人たちと挨拶を交わしたり、立ち寄ってくれる人と話が出来たり聞ける事。空を見上げて雲と話したり、木や軒先にふと立ち止った鳥達の何気ないしぐさをみたり、家のものがいないときに、ご近所の方が少し車椅子を押してくれて、隣近所に行けたり話せたりして、家の中やテレビとまた違う世界が広がることです。健常者の方には理解できないかもしれません、やっと見つけた楽しみです。障害や治療と戦う励みと、ふとしたやすらぎの時なのです。

昔、ジャスコ三木店が開店した頃、近所の道では事故が頻繁しました。警察を呼ぶようなものから、些細なものまで、3日にあけず起こりました。家と家の間の狭い路地に車がきます。最近、少し減ってきたのですが、国道175号が、県道がこれからまた以前の状態に戻ってしまいます。

もしかすると、以前よりひどくなるかもしれません。

我々だけでなく、老人の方や赤ちゃんのベビーカーも危険で通れません。テレビを見れば少子化対策が言われていますが、こんな小さな配慮もなければ赤ちゃんも産めないし、子供も育てもできない。昼間、若い人々は職場に行ってしまってわからないと思うけど、地元に残っている者にとって、裏道に車やバイクが多いのは、大問題なんです。大きな店はたくさんあります。もうこれ以上必要ないと思うのです。

それより、住人のことも少し考えてほしいのです。商売第一は困ります。

やめて下さい。お願いします。

兵庫県電機商業組合  
(その1)

現在三木市内にはミドリ電化、上新電機、ジャスコ、サティー、ホームセンタージャパン等大規模小売店舗が多く出店しており、この度の家電専門量販店ヤマダ電機の出店については三木市の家電業界を更に脅かす状況にあり、特に小規模の地域電気店にとっては破壊的な打撃となり経営を継続できかねる状況に陥る事が懸念されます。また、同時にホームプラザ株ナフコも(株)ヤマダ電機の2倍以上の売場面積をもつ大規模小売店の出店を計画されているようです。出店予定地の場所は公共の交通の駅からは程遠く、三木市全域や近隣市町村からの来店者を見込んだ出店であり、現状でも国道175号線と県道の交差点の渋滞箇所でもあり、更に交通渋滞が加速され、店舗予定地周辺の環境や通学にも大いに支障をきたすと考えます。

過去、三木市では、家電量販店として星電社、和光電気、マツヤデンキなどが出店、撤退を繰り返し、その結果、既存の地域電機業界は、多くの転廻業者を出し益々弱体化しています。以前50店程の電気店(組合員)がいましたが現在では約半数の電気店に激減致しております。現状の環境の保持のために大規模小売店舗ヤマダ電機店の出店に対し適正なるご判断、ご審議を各関係行政にお力添えをお願いする次第です。

兵庫県電機商業組合は環境問題について特に兵庫県行政と相協力して事業を推進しております。先般、兵庫県と省エネ家電普及促進に関する協定を致しました。又、家電リサイクル法に伴う廃家電回収システムを兵庫県とともに組合員店が協力店となって事業を推進しており、消費者にとって大変便利なシステムであり消費者に喜ばれております。又、更に兵庫県が実施しているフロン回収処理推進事業、エコフェスティバルへ出店し環境問題、家電リサイクル問題など兵庫県の各事業には積極的に参画し消費者の皆様方に地球温暖化の問題、環境問題等に積極的に推進しています。

ヤマダ電機店出店は商圈としては三木市、小野市、加東市、西脇市、加西市、明石市、神戸市(北区、西区)にも大きく影響いたします。以上のことから兵庫県電機商業組合と

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | <p>しては地域電気店を擁護すべくヤマダ電機出店に関しご検討、ご審議をお願い申し上げます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 兵庫県電機商業組合<br>(その2) | <p>過日、ヤマダテックランド三木店出店計画に対し意見書を提出いたしましたが、特に、現状、国道175号線と県道の交差点の道路交通状況をみますと、納得できかねる日常の道路混雑状況から、ヤマダ電機テックランドの出店計画書に於ける交差点飽和度の信憑性に疑問を持ち計画書を閲覧させて頂き、精査したところ飽和度が一般的に0.9以下であれば円滑な交通処理が可能であるとして明記され直接影響のある交差点Aの飽和度として平日開店後0.590、休日開店後0.601（出店計画書30ページ）の調査結果が記載されています。</p> <p>しかしながら実態として、ヤマダ電機の提出されている数値に納得できず、私どもは三木市の生活環境課の協力を得て交通量調査（調査日7月17日（火）、並びに7月22日（日））をしたところ、特に大型車両の交通量の数値の差が大きくなっています。この数値は、出店計画書に於ける交差点の数値とかなりの差が全体に生じているように思います。</p> <p>このような出店計画書に基づく計画内容そのものを疑わざるを得ません。又、同時期、同場所の近くにホームプラザ備ナフコ（2007年12月12日オープン予定・8548m<sup>2</sup>）の出店計画もなされています。このような状況の中で同時期に大型量販店の2店の出店は益々交通渋滞を招き地域住民の環境、通学問題等にも大きく相乗的に悪化を招く恐れが生じることは必然的な結果が見えてきます。</p> <p>何卒ヤマダ電機テックランド三木店出店に関し再度ご精査していただきご検討、ご審議をお願い申し上げます。</p>                    |
| 金井 友洋              | <p>1 設置者が配慮すべき事項</p> <p>(1) ヤマダ電機テックランド三木店出店計画地の来店車両の入出店の計画の見直し及び店舗自体の計画の変更。</p> <p>(2) 三木市に出店する以上、三木市民に対し広く、出店説明会の開催。</p> <p>2 意見の内容及び理由</p> <p>(1) 8月7日頃より出店計画地にて工事が始まりました。</p> <p>ヤマダ電機テックランド三木店の大規模小売店舗届出書によると、計画地沿いの県道からの来店車両は、東から店舗への入車は一切させない。また、出車も西への（国道側への）出車を一切させないとなっていますが、工事車両は禁止方向からの入車、禁止方向への出車し、すでに工事車両すら守られていない状況であり、計画を知る関係者すら計画通りに出来ていない状況です。</p> <p>まして来店客が計画通りにできるはずもなく、禁止方向が運転者心理からして便利であり、計画どおりの入車・出車しないのは確実です。</p> <p>また、西側の国道側よりの店舗への進入は円滑に入車できるとなっていますが、工事車両が計画地に入車する場合も、大きく反対車線にはみ出でないと、計画地への進入ができません。危険回避の為、対向車は停車せざるを得ず、計画地沿いの県道は反対車線の車両が渋滞し、それに加え交差点の直近の為、センターラインオーバーは対向車との接触事故が懸念されます。</p> <p>あわせて県道の歩行者、特に通学路ですので通学の学生が多い場所です。歩行者用の歩道もない狭い県道ですので、2重事故、3重事故を誘発し、市内でも危険箇所となることといわざるを得ません。</p> |

県道の道幅の拡張をしないかぎり、大型車は計画通りに左折で進入しようとすると、毎回センターラインオーバーとなります。

東側の沿道の拡幅をしていますが、拡幅の全貌が見えた今、やはり道幅が狭く通行が困難で、普通車でもすれ違いがしにくい状態で、現在、工事車両ですら円滑に走行が難しい状況下に工事着工後既になっています。

そこに大型車を通行させるには無理があります。

開店後は、来店者の車両の入出車に加え、各メーカーからの店舗への商品の搬入・搬出用の大型車両や、ヤマダ電機が各顧客に対しての商品の配達用の大型車両の入出車がある為、県道は現在と同じように反対車線にはみ出ての入車になり、道路状況はより悪化すると考えられます。

① 入出車両の計画の変更、店舗規模の縮小による来店者車両の抑制。

② 看板などの禁止の案内では、強制力がなく、違反者が続出します。事故防止の為反対車線へのみ出しがないようにセンターラインでのみ出し規制、また禁止方向からの入車。一禁止方向への出車をすべての車両が守れる方法を実施してもらいたい。

③ 出店計画自体の見直し

(2) ヤマダ電機テックランド三木店の規模は県下でも有数の規模と聞きます。また、周辺の地区よりの来店も見込んでの出店だと考えられますが、そのような大規模な店舗の出店は、地域住民にとっても十分に計画を知り、広く意見を聞くべきと考えます。

住民説明会は、聞くところによると大村地区対象に開催したみたいですが、他の地域の三市民はまったく計画内容を知りません。

どんなことを話し、説明したのかは、ごく一部の住民しか知りません。

西隣接地区の鳥町地区的住民すら住民説明会の開催時期の知らせもなく、説明会開催後に住民説明会をしていたことを知りました。

三木市民対象に再度住民説明会の開催を要望し、また広く住民説明会の開催時期の広報を要望します。

岸本真理子

#### 1 設置者が配慮すべき事項

ヤマダ電機が計画していますテックランド三木店計画地は、周辺に住宅地が多く、また計画地内には唯一といつていい三木市特産全国生産高一の山田錦の用水路が通っています。その上に店舗はもちろん、駐車場があり、その用水路に汚物や油、ゴミなどが混入することは避けられません。

仮にそれらが農作物に影響を与え、出荷され消費者のもとに届けられ、人的被害が出た場合は、風評により三木市の唯一の特産物自体の存続も危機的状況になります。

また、三木市内では特に大きな建物となり、住環境、交通渋滞による排気ガス、大型空調機によるヒートアイランド現象など、ただでさえ国道175号線による排気ガスがひどい地域です。それに拍車をかけることは、三木市民の未来にとっていいとは思いません。

環境について具体的対策を練ってください。

#### 2 意見の内容及び理由

ヤマダ電機テックランド三木店が出店しますと、住宅環境が大きく変化します。上記に上げたように、農作物の被害は三木全体の問題にもなりかねません。

具体的対策がなく、このままだとゴミや油、粉塵が用水路に入り放題。

そんな農作物を食べたり、飲んだりできますか？私はできません。  
 三木市に店舗がある以上、地元の環境にも配慮いただきたい。  
 環境対策についてまったく何も説明すらなく、三木市にとって山田錦はとても大切です。住民説明会を再度開催してください。  
 また、三木市民だと誰でも参加できるように、事前連絡してください。

#### 4 意見の縦覧場所及び縦覧期間

##### (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び北播磨県民局県土整備部まちづくり課

##### (2) 縦覧期間

平成19年8月31日から1月間

### 病院局公告

#### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年8月31日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立こども病院長 中村 肇

1 落札に係る物品等の名称及び数量

磁気共鳴コンピュータ断層撮影装置 一式

2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地

県立こども病院 神戸市須磨区高倉台1-1-1

3 落札者を決定した日

平成19年7月31日

4 落札者の名称及び住所

株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパンメディカルシステムズ神戸支店

神戸市中央区御幸通4-1-1

5 落札金額

186,900,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般

7 入札公告をした日

平成19年6月19日

#### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年8月31日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立こども病院長 中村 肇

1 落札に係る物品等の名称及び数量

生体情報モニタリングシステム 一式

2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地

県立こども病院 神戸市須磨区高倉台1-1-1

3 落札者を決定した日

平成19年7月31日

4 落札者の名称及び住所

株式会社メディセオメディカル

東京都文京区本郷3-18-15

5 落札金額

99,697,500円

6 契約の相手方を決定した手続

一般

7 入札公告をした日

平成19年6月19日

~~~~~

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成19年8月31日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立がんセンター院長 前田 盛

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

注射薬自動払出システム 一式

2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地

県立がんセンター 明石市北王子町13-70

3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年7月31日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

株式会社メディセオメディカル 東京都文京区本郷3-18-5

5 随意契約に係る契約金額

41,895,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意

7 随意契約をした理由

政府調達に関する協定第15条第1項(a)による。

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年8月31日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太田裕之

1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量

但馬運転免許センター端末装置等一式(賃貸借)

2 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地

兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

3 落札者を決定した日

平成19年8月10日

4 落札者の氏名及び住所

N E C リース株式会社神戸支店 神戸市中央区東町126番地

5 落札金額

808,468円/月

6 契約の相手方を決定した手続

一般

7 入札公告をした日

平成19年6月29日